

3月 モニタレポート	担当出張所	福島出張所
担当区間	右岸 河口(矢倉緑地を除く)～国道2号淀川大橋(右岸0.6～4.8Km)	
モニター実施日時	令和2年3月15日(日)11時頃～12時頃	自転車及び徒歩
	令和2年3月29日(日)14時頃～15時頃	自転車及び徒歩
天候	晴れ(3/15) 3/29(曇り)	

(見出し)

3/15

⑤区間で焚火をしていた。

近くの住人さんから見ると、河川管理者の管理不行届きと思っているのでは。

周辺には焚火の跡が何か所もある。

その他異常なし。

3/29

③区間でゴルフの練習をしている人がいた。

周辺には誰も見えなかったため、人に迷惑をかけていないと思ったのでは。

⑦区間で、水面が赤色になっている所があった。

その他異常なし。

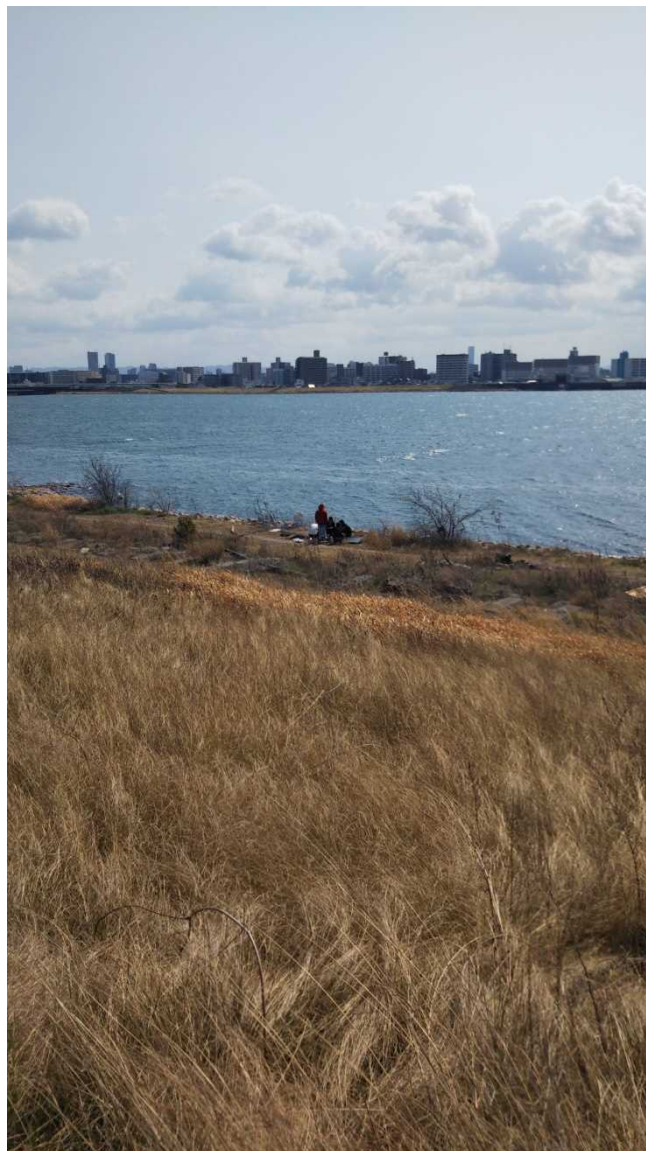


(内容)

3/15 ⑤区間での焚火

手前の枯れ草にも注意。

3



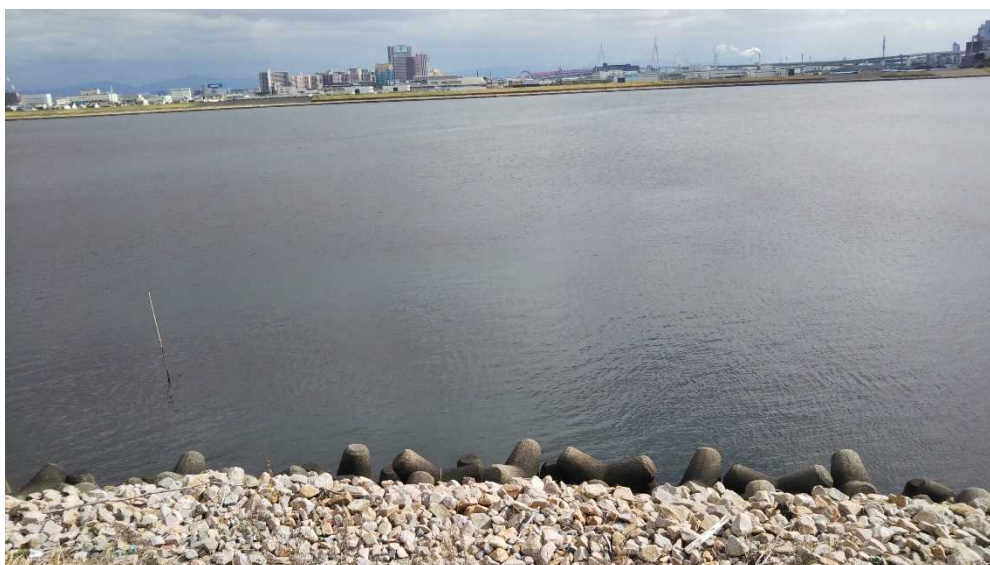
3/29

ゴルフの練習をしている人。



3/29

水面に赤色が見える。



① 地域住民等から受けた河川整備、河川利用又は河川環境に関する要望・意見

河川敷で焚火やゴルフの練習をして欲しくないのなら、立て看板などの工夫が必要。

② 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象

焚火、ゴルフ練習。

③ ゴミ等の投棄、河川の流水や施設について異常

ゴミの投機は毎度のことで散見されるが、まとまった投機は見当たらず。

④ その他、特に河川管理者への連絡が必要だと判断した事象

立て看板等で禁止行為を周知する必要がある。

以上

3月分のモニターレポート、ありがとうございます。

たき火やゴルフは、河川管理者として禁止しており、河川利用者も大部分の方が理解してご協力下さっていますが、未だ完全には無くなっておりません。たき火は他の河川利用者にとって危険だけでなく河川管理施設や橋梁等が損傷するおそれがありますし、ゴルフは他の河川利用者にとって危険な行為であるため、今後も河川巡視等で啓発活動を続けていきます。

また、たき火やゴルフが繰り返される場所については、看板の文言を工夫した上で設置していきたいと思えます。

新型コロナウイルスのこともありますので十分健康に気をつけてモニター活動を続けて下さいますようお願いいたします。